

多面的機能支払交付金の 中間評価 (案)

令和 4 年 月

農 林 水 産 省

目次

I 多面的機能支払交付金創設の背景と中間評価の目的.....	- 1 -
1 多面的機能支払交付金創設の背景.....	- 1 -
2 本交付金の目的.....	- 1 -
3 本交付金における中間評価の考え方.....	- 2 -
II 農村地域をめぐる情勢	- 3 -
1 人口減少・高齢化・混住化の進行による農業集落機能の低下.....	- 3 -
2 農地・農業用水等の資源の状況.....	- 3 -
3 地域共同の保全管理の状況.....	- 4 -
4 農村地域に対する国民の関心	- 4 -
5 本交付金に期待される役割.....	- 4 -
III 多面的機能支払交付金の実施状況.....	- 6 -
1 農地維持支払.....	- 6 -
(1) 全国の実施状況	- 6 -
(2) 地域ブロック別実施状況	- 6 -
(3) 認定農用地の地目別実施状況.....	- 7 -
(4) 中山間地域等直接支払交付金との重複状況.....	- 7 -
2 資源向上支払(共同活動).....	- 7 -
(1) 全国の実施状況	- 7 -
(2) 地域ブロック別実施状況	- 7 -
(3) 認定農用地の地目別実施状況	- 8 -
(4) 農村環境保全活動の実施状況.....	- 8 -
(5) 多面的機能の増進を図る活動の実施状況.....	- 8 -
3 資源向上支払(長寿命化).....	- 9 -
(1) 全国の実施状況	- 9 -
(2) 地域ブロック別実施状況	- 9 -
(3) 対象農用地の地目別実施状況	- 9 -
4 新型コロナウイルス感染症の本交付金の活動への影響.....	- 9 -
5 取組状況の評価.....	- 10 -

IV 事業の仕組みについて..... - 11 -

1 取組の拡がり..... - 11 -

2 実施体制..... - 11 -

(1) 対象組織のリーダーの育成・確保..... - 11 -

(2) 多様な主体の参画..... - 12 -

(3) 広域化の状況..... - 12 -

(4) 農業者のみで構成された対象組織..... - 13 -

3 国民への啓発..... - 13 -

4 農地集積が進んでいる地域における本交付金の資源保全への対応状況..... - 13 -

5 SDGs と本交付金の関わり..... - 15 -

(1) SDGs と本交付金の関係の整理..... - 15 -

(2) SDGs の観点からの本交付金の展望..... - 15 -

V 多面的機能支払交付金の効果の評価..... - 16 -

1 資源と環境..... - 16 -

(1) 地域資源の適切な保全管理..... - 17 -

(2) 農業用施設の機能維持・増進..... - 17 -

(3) 農村環境の保全・向上..... - 18 -

(4) 自然災害の防災・減災・復旧..... - 18 -

2 社会..... - 19 -

3 経済..... - 20 -

VI 課題と今後の展開方向..... - 22 -

1 課題..... - 22 -

2 今後の展開方向..... - 22 -

3 おわりに..... - 23 -

I 多面的機能支払交付金創設の背景と中間評価の目的

(要旨)

- 平成 25 年 12 月に閣議決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「多面的機能の維持・発揮」を図る取組として「日本型直接支払制度の創設」が位置づけられたことを受け、平成 26 年度に多面的機能支払交付金を含む日本型直接支払制度を創設。平成 26 年 6 月には「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が成立し、平成 27 年度から本交付金は同法に基づく事業として実施。
- 本交付金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮と担い手農家への農地集積という構造改革の後押しを目的に、地域の共同活動を支援。
- 令和 3 年度に前回の施策の見直しから 3 年目を迎え、本交付金の効果や事業の仕組み等の評価を行い、中間評価を取りまとめ。

1 多面的機能支払交付金創設の背景

人口減少、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により困難になりつつある農地・農業用水等の資源の保全管理を地域ぐるみで行うとともに、これらの資源を基礎として営まれる農業生産活動について環境保全を重視したものに転換することを目的として、平成 19 年度に「農地・水・環境保全向上対策」を創設した。平成 23 年度に環境保全型農業直接支払を分離し、また、名称変更を行い「農地・水保全管理支払」として支援を実施してきた。

このような状況の中、平成 25 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が閣議決定され、その中で、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」に向けた 4 つの柱が示され、その 1 つである「多面的機能の維持・発揮」を図る取組として「日本型直接支払制度の創設」が位置づけられた。

これを受けて、平成 26 年度に農地・水保全管理支払を再編した多面的機能支払交付金（以下、「本交付金」という。）とともに、中山間地域等直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金からなる日本型直接支払制度が創設され、さらに、これらの制度を法律に基づく措置とするため、平成 26 年 3 月 7 日に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案」が国会に提出され、同年 6 月 13 日に成立した。

なお、平成 27 年 3 月に閣議決定された「新たな食料・農業・農村基本計画」において、農村の振興に関する施策の 1 つとして日本型直接支払制度が明確に位置づけられ、平成 27 年度から本交付金は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業として実施されることとなった。

＜図表 I－1＞

2 本交付金の目的

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」にあるように、農業は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しており、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらしている。

しかしながら、近年の農村地域の人口減少、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増大し、担い手農家への農地集積・集約化が阻害されることが懸念される状況にある。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮と、担い手農家への農地集積という構造改革の後押しを目的として、地域の共同活動を支援する本交付金を実施するものである。

3 本交付金における中間評価の考え方

本交付金の取組の推進に当たっては、取組の実行状況を点検し、施策の効果の評価等を実施するなど、地域資源の適切な保全管理に資する活動に関して、国民の理解の増進に努めることが必要である。

このため、本交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、交付状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映するため有識者による第三者委員会を設置し、本交付金の実施に係る助言を頂いてきたところである。

本交付金は、令和元年度の施策の見直しから3年が経過したことから、実施状況、統計データ等による定量的評価とアンケート調査等による定性的評価を組み合わせ、その結果及び都道府県中間評価結果を踏まえ本交付金の評価を行い、中間評価として取りまとめる。

＜図表Ⅰ－２①＞

効果の評価に当たっては、第三者委員会の意見を受けて、持続可能な世界を目指す国際目標であるSDGsの考え方を踏まえ、「資源と環境」「社会」「経済」の3つの視点で評価をとりまとめる。

＜図表Ⅰ－２②＞

Ⅱ 農村地域をめぐる情勢

(要旨)

- 農村地域における人口減少及び高齢化の進行は顕著であり、令和４年の農業経営体数は97.5万経営体となり初めて100万経営体を下回った。
- 農林業センサスによれば、2010年から2020年までの10年間で都市化や無住化により農業集落数が約1,000減少。
- 農地・農業用水等の資源は、農業の生産基盤であるとともに、多面的機能の発揮に不可欠であり、その効果は地域住民や国民全体に波及。
- 地域に密着した末端の農地周りの施設は、農業集落等地域の共同活動により保全。末端の農地周りの施設については、老朽化が進行。
- 全国の農村地域において、農業用排水路のある農業集落のうち約８割は集落で保全活動を実施。都市住民やNP0・学校・企業といった農業集落外との連携は着実に増加。
- 内閣府の農山漁村に関する世論調査によれば、農村地域の持つ役割の中で、食料生産に加えて、多面的機能についても重要であると思うと回答。また、活力が低下した農業地域（集落）に行って協力してみたいと約７割の人が回答。
- 社会構造の変化に伴い農地の所有と利用の分離が進み、農業生産活動が少数の大規模経営体に集中するとともに、地域資源の保全管理に携わる者が減少。本交付金の取組を契機として、非農業者も含め再び集落全体でその活動を支えるとともに、都市住民等の活動への参画を求める等、集落の枠組みを超えた活動への発展を促す仕組みの強化が必要。

1 人口減少・高齢化・混住化の進行による農業集落機能の低下

我が国における人口は平成 20 年をピークに減少傾向が続いており、特に農村地域における人口減少及び高齢化の進行は顕著である。さらに、農業構造動態調査によると、令和４年の全国の農業経営体数は 97.5 万経営体となり初めて 100 万経営体を下回るとともに、経営規模別の増減では、北海道で 100ha 以上、都府県で 20～30ha の階層のみが増加するなど、農業経営体の減少及び規模拡大が想像を超えるスピードで進んでいる。土地持ち非農家数の増加による混住化が進行と相まって、農村における農地・農業用水等の資源や地域コミュニティの維持が困難になる可能性がある。

農林業センサスによると、2010 年から 2020 年までの 10 年間で都市化や無住化により農業集落数が約 1,000 減少しているとともに、集落規模の縮小も進行している。

＜図表Ⅱ－１①～②＞

2 農地・農業用水等の資源の状況

農地・農業用水等の資源は、農業の生産基盤であり、国民に対する食料の安定供給や、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能の発揮に不可欠であ

り、その効果は地域住民や国民全体に波及するものである。

水源から農地へ円滑に水を供給するためには、水利システム全体としての保全管理がなされなければならない。比較的規模の大きい施設は、土地改良区により管理されているが、地域に密着した末端の農地周りの水路、ため池、農道等の施設は、農業集落等の地域の共同活動により保全されている。

末端の農地周りの施設については、老朽化が進行してきている。

3 地域共同の保全管理の状況

2020 年農林業センサスによれば、全国の農村地域において、農業用排水路のある農業集落のうち約 8 割は集落で保全活動を実施しており、また、ため池・湖沼のある農業集落のうち約 6 割は集落で保全活動を実施している。これらの保全活動を実施している農業集落の割合は、2015 年農林業センサスの調査結果より高くなっている。

＜図表Ⅱ－２①＞

また、地域資源の保全についての連携も進んでいる。農業用排水路の保全管理に取り組んでいる農業集落のうち約 1 割では都市住民と連携しており、2015 年農林業センサスの約 4 倍に増加している。同じく農業用排水路の保全管理に取り組んでいる農業集落のうち約 2 %では、NPO、学校、企業と連携しており、2015 年農林業センサスの約 2 倍に増加している。

＜図表Ⅱ－２②～③＞

4 農村地域に対する国民の関心

令和 3 年度に内閣府が実施した 農山漁村に関する世論調査によれば、農村地域の持つ役割の中で、どのようなものが特に重要だと思うか聞いたところ、「食料を生産する場としての役割」を挙げた者の割合が最も高かった。次いで、「多くの生物が生息できる環境の保全や良好な景観を形成する役割」、「地域の人々が働き、かつ生活する場としての役割」、「水資源を貯え、土砂崩れや洪水などの災害を防止する役割」等が挙げられており、農業・農村の持つ多面的機能も重要であると認識されていることが伺える。

＜図表Ⅱ－３①＞

また、農業の停滞や過疎化・高齢化などにより活力が低下した農村地域に対して「地域（集落）に行って協力してみたい」と感じている人は 7 割超と高く、特に 40 代や女性を中心に農村地域への関心が高い状況にある。

＜図表Ⅱ－３②＞

5 本交付金に期待される役割

かつては農地の所有者と耕作者が一致し、小規模経営体を含む多数の農業者の共同活動により、農地周りの水路等の地域資源の保全管理が行われてきたが、社会構造の変化に伴い農地の所有と利用の分離が進み、農業生産活動が少数の大規模経営

体に集中するとともに、地域資源の保全管理に携わる者が減少している。このため、本交付金の取組を契機として、非農業者も含め再び集落全体でその活動を支える必要性が生じている。また、都市住民の農村地域への関心の高まりを捉え、活動への参画を求める等、集落の枠組みを超えた活動への発展を促す仕組みの強化が求められている。

Ⅲ 多面的機能支払交付金の実施状況

本交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成される。

農地維持支払交付金（以下、「農地維持支払」という。）は、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援するものである。資源向上支払交付金は、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動（以下、「資源向上支払（共同活動）」という。）並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動（以下、「資源向上支払（長寿命化）」という。）を支援するものである。

1 農地維持支払

（要旨）

- 令和4年3月末現在、全国1,447市町村において、26,258組織が約231万haの農用地で地域の共同活動による保全管理活動を実施しており、前回施策の評価を行った平成30年度の実施状況と比較すると、認定農用地面積は約1.01倍と微増。
- カバー率※は、全国で見ると56%となっているが、地域ブロック別に見ると、北陸、北海道、近畿では高い一方、関東、四国では低い。
- 全国の地目別のカバー率は、田65%、畑45%、草地44%。
- 中山間地域等直接支払交付金の取組面積は約65万haであり、農地維持支払と重複する約45万haを除くと、全国で約251万haの農用地で地域の共同活動を実施。

※農用地面積に対する認定農用地面積の比率。

（1）全国の実施状況

農地維持支払については、令和4年3月末現在、全国1,447市町村において、26,258組織が約231万haの農用地で、約42.9万kmの水路、約24.8万kmの農道、約4.6万箇所のため池を対象に地域の共同活動による保全管理活動を実施している。

前回の施策の評価時点である平成30年度の実施状況と比較すると、認定農用地面積は約1.01倍と微増している。

<図表Ⅲ－1－1>

（2）地域ブロック別実施状況

農地維持支払の実施状況について地域ブロック※¹別に見ると、認定農用地面積は北海道が約78万haと最も大きく、次いで東北が約44万ha、九州が約26万haとなっている。

また、農地維持支払のカバー率※²は、全国で見ると56%となっているが、地域ブロック別に見ると、北陸、北海道、近畿において、それぞれ75%、67%、65%と高い一方、関東、四国においては、それぞれ35%、44%と低い。

<図表Ⅲ－1－2>

※1：地域ブロックとは、北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄の10ブロック。

※2：農用地面積に対する認定農用地面積の比率。

(3) 認定農用地の地目別実施状況

農地維持支払の実施状況を認定農用地の地目別に見ると、約 231 万 ha の認定農用地面積のうち、田が約 145 万 ha、畑が約 55 万 ha、草地が約 31 万 ha となっており、地目別のカバー率は、田 65%、畑 45%、草地 44%となっている。

地域ブロック別に見ると、北海道では畑、草地の占める割合が高く、それぞれ 40%、37%となっており、東北、北陸では田が 90%以上となっている。また、沖縄では、畑が 93%となっている。

＜図表Ⅲ－１－３＞

(4) 中山間地域等直接支払交付金との重複状況

農地維持支払の認定農用地面積は約 231 万 ha である一方、中山間地域等直接支払交付金の取組面積は約 65 万 ha となっているが、このうち約 45 万 ha が農地維持支払と重複しており、重複を除いて合計すると、全国で約 251 万 ha の農用地で地域の共同活動が実施されている。

地域ブロック別に見ると、草地での重複が多い北海道を除けば、九州、中国地方で重複面積が大きくなっている。

＜図表Ⅲ－１－４＞

2 資源向上支払（共同活動）

（要旨）

- 令和 4 年 3 月末現在、全国 1,309 市町村において、20,878 組織が約 206 万 ha の農用地で、地域資源の質的向上を図る共同活動を実施。
- カバー率は、全国で見ると 50%となっているが、地域ブロック別に見ると、北陸、北海道、近畿では高い一方、関東、四国では低い。
- 全国の地目別のカバー率は、田 58%、畑 42%、草地 37%。
- 農村環境保全活動のテーマでは、「景観形成・生活環境保全」が最も多く取り組まれており、次いで「生態系保全」「水質保全」の順に多い。
- 多面的機能の増進を図る活動は、資源向上支払（共同活動）に取り組む対象組織のうち約 7 割で実施しているものの、その取組数は 1 つに留まっている組織が多い。取組としては「農村環境保全活動の幅広い展開」「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」に取り組んでいる対象組織が多い。

(1) 全国の実施状況

資源向上支払（共同活動）については、令和 4 年 3 月末現在、全国 1,309 市町村において、20,878 組織が約 206 万 ha の農用地で、地域の多様な主体の参画を得て地域資源の質的向上を図る共同活動を実施している。これらは、農地維持支払の対象組織数の約 8 割、認定農用地面積の約 9 割に相当する。

＜図表Ⅲ－２－１＞

(2) 地域ブロック別実施状況

資源向上支払（共同活動）の実施状況について地域ブロック別に見ると、認定農

用地面積は北海道が約 73 万 ha と最も大きく、次いで東北が約 39 万 ha、九州が約 24 万 ha となっている。

また、資源向上支払（共同活動）のカバー率は、全国で見ると 50%となっているが、地域ブロック別に見ると、北陸、北海道、近畿において、それぞれ 71%、63%、59%と高い一方、関東、四国においては、それぞれ 26%、34%と低い。

＜図表Ⅲ－２－２＞

（３）認定農用地の地目別実施状況

資源向上支払（共同活動）の実施状況を認定農用地の地目別に見ると、約 206 万 ha の認定農用地面積のうち、田が約 130 万 ha、畑が約 51 万 ha、草地が約 26 万 ha となっており、地目別のカバー率は、田 58%、畑 42%、草地 37%となっている。

地域ブロック別に見ると、北海道では畑、草地の占める割合が高く、それぞれ 42%、33%となっており、東北、北陸、近畿では田の認定農用地面積割合が 90%以上となっている。また、沖縄では、畑での取組が 97%となっている。

＜図表Ⅲ－２－３＞

（４）農村環境保全活動の実施状況

農村環境保全活動の実施内容をテーマ別に見ると、「景観形成・生活環境保全」18,980 組織（91%）、「生態系保全」5,265 組織（25%）、「水質保全」3,731 組織（18%）の順に実施している対象組織が多い。

実施している対象組織が最も多い「景観形成・生活環境保全」において具体的に実施している取組を見ると、「植栽等の景観形成活動」が最も多く、次いで「施設等の定期的な巡回点検・清掃」を実施している対象組織が多い。

「生態系保全」の取組では「生物の生息状況の把握」が、「水質保全」の取組の中では「水質モニタリングの実施・記録管理」を実施している対象組織が多い。

＜図表Ⅲ－２－４＞

（５）多面的機能の増進を図る活動の実施状況

資源向上支払（共同活動）に取り組む 20,878 組織のうち、約 7 割の 14,984 組織で多面的機能の増進を図る活動を実施しているものの、その大半（11,214 組織）は取組数 1 つに留まっている。具体的な取組としては、「農村環境保全活動の幅広い展開」6,484 組織（43%）、「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」5,660 組織（38%）に取り組んでいる対象組織が多い。

対象組織が自己評価を行った結果、多面的機能の増進を図る活動への取組数が増えるにつれて発現する効果も増加する傾向が見られることから、多面的機能を更に増進させるためには、より多くの対象組織において多面的機能の増進を図る活動に取り組むとともに、取組数の増加を促すことが有効である。

＜図表Ⅲ－２－５＞

3 資源向上支払（長寿命化）

（要旨）

- 令和4年3月末現在、全国919市町村において、11,175組織が約76万haの農用地で、水路、農道、ため池の補修又は更新を計画。
- 地域ブロック別の対象農用地面積は九州が最も大きく、次いで東北、北陸の順が多い。
- 対象農用地の地目別に見ると、田が約64万ha、畑が約12万ha、草地在約0.5万ha。

（1）全国の実施状況

資源向上支払（長寿命化）については、令和4年3月末現在、全国919市町村において、11,175組織が約76万haの農用地において約3.7万kmの水路、約1.8万kmの農道、約5.3千箇所のため池の補修又は更新を計画している。これは、農地維持支払で保全管理する対象施設の数量に対する割合として、水路は約8.7%、農道は約7.3%、ため池は約11.4%となっている。

＜図表Ⅲ－3－1＞

（2）地域ブロック別実施状況

資源向上支払（長寿命化）の実施状況について地域ブロック別に見ると、対象農用地面積は九州が約15.8万haと最も大きく、次いで東北が約15.3万ha、北陸が約11.4万haとなっている。

また、資源向上支払（長寿命化）のカバー率は、全国で見ると18%となっているが、地域ブロック別に見ると、近畿、北陸、東海において、それぞれ39%、38%、33%となっている。

＜図表Ⅲ－3－2＞

（3）対象農用地の地目別実施状況

資源向上支払（長寿命化）の実施状況を対象農用地の地目別に見ると、約76万haの対象農用地面積のうち、田が約64万ha、畑が約12万ha、草地在約0.5万haとなっており、地目別のカバー率は、田29%、畑10%、草地1%となっている。

地域ブロック別に見ると、北陸、東北では田の占める面積の割合が90%以上となっている。また、沖縄では、畑の占める面積の割合が98%となっている。

＜図表Ⅲ－3－3＞

4 新型コロナウイルス感染症の本交付金の活動への影響

（要旨）

- 新型コロナウイルス感染症の影響は、イベントの中止・縮小、総会や会合等の縮小、書面開催への変更。草刈り等の保全管理活動への影響については、参加人数の減少がみられる組織もあるものの、概ね問題なく活動を実施。

市町村や活動組織からの意見（令和３年度）によれば、新型コロナウイルス感染症により、本交付金による活動において、交流活動を中心としたイベントの中止・縮小、総会や会合の縮小又はメール等による書面開催への変更等の影響が見られた。他方、草刈り等の地域資源の保全活動については、参加人数の減少等がみられる組織も見受けられたものの、概ね問題なく活動できたことが伺える。また、ある活動組織の役員からは、「多面的機能支払交付金の活動は、コロナで集まる機会も少ない中で唯一地域の方々とコミュニケーションがとれる場になっている」といった声も聞かれた。

5 取組状況の評価

（要旨）

- 令和３年度を取組面積は約231万haであり、地域の共同活動による保全管理活動の取組は着実に拡大。
- 平成28年度に閣議決定された土地改良長期計画では、①地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率：約４割以上②持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合：約５割以上を目標設定。
- 令和２年度実績は、地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率は36%、持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合は46%。

令和３年度を取組面積は約 231 万 ha であり、前回の施策の評価時点である平成 30 年度以降、取組面積は増加しており、地域の共同活動による保全管理活動の取組は着実に拡大していると考えられる。

なお、平成 28 年度に閣議決定された土地改良長期計画（平成 28 年度～令和 2 年度）において、本交付金に関連する重要業績指標（KPI）は、以下のとおりとしている。

- ① 地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率 約４割以上（令和 2 年度）
- ② 持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合 約５割以上（令和 2 年度）

令和 2 年度における地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率は 36%、持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合は 46%である。実績は目標をわずかに下回ったが、多様な人材の参画や広域体制下での活動は着実に広がっている。

＜図表Ⅲ－４①～②＞

IV 事業の仕組みについて

1 取組の拡がり

(要旨)

- 未取組集落においても本交付金への認知度は高く、聞き取り調査を行った約4分の3の集落で取組を検討したことがあると回答しており、約4分の1が検討を継続、約半数が取組に至らずに検討を先送り。

未取組集落へのアンケート調査（令和3年度）では、「交付金の内容を知っている」集落が61%、「交付金の名前は聞いたことがある」集落が24%を占めている。また、同調査では取組について「検討中である」集落が24%、「検討したが取組には至らなかった」集落が48%を占めている。取り組んでいない理由としては、役員等の引き受け手がない、高齢化の進行、農家数の減少により、活動を継続的に実施することが困難、事務手続きが大変であることを上げている割合が高い。

<図表Ⅳ－1>

2 実施体制

(要旨)

- 地域づくりのリーダーの後継者が「かなりいる」または「いる」と回答した組織が全体の38%を占め、その年齢層は、50代以下が6割以上。また、女性役員がいる組織の割合は20%。
- 対象組織の構成員数は、農業者・非農業者合わせて233万人・団体で、うち非農業者は72万人・団体と約3割。参画している団体では、自治会が最も多く、次いで子供会、女性会の順に多い。
- 地域住民以外の方が参加する活動を実施している対象組織は23%を占めており、本交付金の取組は、地域内だけでなく地域外からの参加や連携を図りながら展開されていることを示唆。
- 広域活動組織数は年々増加しており、これに伴い、認定農用地面積の面積規模が200ha以上の合計面積も増加している。また、対象組織の広域化について、55%の市町村では広域化が必要と考えられる組織があると回答。
- 農地維持支払に取り組む農業者のみで構成された対象組織は全体の約9%であり、認定農用地面積全体の約4%で活動に取り組み。

(1) 対象組織のリーダーの育成・確保

地域づくりのリーダーの後継者が「かなりいる」または「いる」と回答した組織が全体の38%を占め、その年齢層は、30代以下が6%、40代が24%、50代が32%と、50代以下が6割以上を占めている。女性役員がいる組織の割合は20%であり、本交付金の取組内容別に見ると、資源向上（共同）に取り組む組織（長寿命化なし：21%、長寿命化あり：24%）は、農地維持支払のみに取り組む組織（9%）より女性役員がいる組織の割合が高い。また、資源向上支払（共同）に取

り組む組織について認定農用地面積規模別に見ると、50ha 以上の組織の割合が高くなっている。

＜図表Ⅳ－２－１＞

（２）多様な主体の参画

対象組織の構成員数は、農業者・非農業者合わせて 233 万人・団体で、うち非農業者は 82 万人・団体と 35%を占める。

農地維持支払の対象組織に参画している団体では、自治会が最も多く、次いで子供会、女性会の順に多い。

＜図表Ⅳ－２－２①＞

本交付金の取組として、地域住民以外の方が参加する活動を実施している対象組織は 23%を占めている。地域住民以外の方が来訪する場所やイベントの創出を実施している組織があると回答した市町村は 37%、学生や企業、研究機関等の受け入れや連携を図っている組織があると回答した市町村は 17%を占めている。本交付金の取組は、地域内だけでなく地域外からの参加や連携を図りながら展開されていることが示されている。

＜図表Ⅳ－２－２②＞

地域資源（農地、農業用排水路等）の保全活動について、①都市住民と連携して保全している農業集落の割合、②NPO・学校・企業と連携して保全している農業集落の割合をみると、農業地域類型間で差があるが、カバー率が高い市町村では都市住民、あるいは NPO・学校・企業と連携して保全している農業集落の割合が高い傾向が見られる。

＜図表Ⅳ－２－２③＞

（３）広域化の状況

広域活動組織数は年々増加しており、これに伴い、認定農用地面積の面積規模が 200ha 以上の合計面積も増加している。

＜図表Ⅳ－２－３①＞

対象組織の広域化について、55%の市町村では広域化が必要と考えられる組織があると回答している。

対象組織の意向を見ると、13%の組織が広域化する意向があり、広域化の範囲としては、「市町村単位」が 4%、「旧市町村単位、水系単位、学校単位」が 4%、「隣の集落」が 5%となっている。

広域化した組織では、集落の事務負担が軽減したと回答した組織が半数を占めており、事務負担の低減に効果をあげている。

＜図表Ⅳ－２－３②＞

広域化が必要な理由として、事務労力の軽減を上げている市町村が最も多く 81%、次いで、組織体制が強化されることにより、共同活動を継続的に実施できることを上げている市町村が 52%となっている。

広域化が必要ではない理由としては、共同活動や事務手続きに係るルールづくりや統一化等の広域化に至るまでの集落間の調整が煩雑になること等をあげている市町村が多い。

<図表Ⅳ－２－３③>

(４) 農業者のみで構成された対象組織

本交付金においては、農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化）は、農業者のみで構成された対象組織でも取組を可能としている。

令和３年度では、農地維持支払に取り組む農業者のみで構成された対象組織は、2,348 組織（対象組織全体の約９％）であり、約 9 万 ha（認定農用地面積全体の約 4％）の農用地で活動に取り組んでいる。

<図表Ⅳ－２－４>

３ 国民への啓発

（要旨）

- 都道府県、市町村、推進組織及び一部の活動組織においては、広報誌の発行、HPによる情報提供、研修会の開催、事例集やパンフレットの配布、一般市民向けのイベントなどを実施し、地域資源の保全活動を普及・啓発。

都道府県においては、地域資源の保全活動に関する普及・啓発のため、広報誌の発行、HPによる情報提供、研修会の開催、事例集やパンフレットの配布、一般市民向けのイベントなどを実施している。

同様に、推進組織や市町村、さらに、一部の活動組織においても、HPによる活動のPRやSNSを活用した情報発信などが行われている。

さらに、農林水産省は、本交付金を活用した活動が継続的かつ効果的に実施されるよう、関係者に対して本交付金の効果や今後の展開方向等を幅広くPRするとともに、SNSや動画等を活用して、農業者以外の方にもわかりやすく地域の共同活動の内容やその必要性を紹介している。

<図表Ⅳ－３>

４ 農地集積が進んでいる地域における本交付金の資源保全への対応状況

（要旨）

- 農地集積が進んだ結果、集落外の大規模経営体により耕作される農地が増加している状況。
- 大規模経営体の本交付金の活動への参加状況については、大規模経営体が集落内に居住している場合、約 9 割の組織で大規模経営体も本交付金の活動に参加している一方、大規模経営体が集落以外に居住している場合は、本交付金の活動に「あまり参加していない」あるいは「参加していない」と回答した組織は 5 割以上。

- 大規模経営を展開する上での課題としては、「労働力の不足」、その中でも、畦畔や法面の草刈り、水路の泥上げ等の保安全管理活動を上げている割合が高い。また、水路や農道等の施設の補修や点検が今後さらに問題となると回答した割合が高い。
- 大規模経営体は居住集落以外での水路等の保安全管理活動にまでは手が回らないことから、非居住集落の活動組織においては人手不足が将来的に顕在化する恐れ。

農業構造動態調査によると、令和4年の全国の農業経営体数は97.5万経営体となり初めて100万経営体を下回るとともに、経営耕地面積規模別の経営体の増減率をみると、北海道では100ha以上の階層のみ11.8%増加、都府県では20～30haの階層のみ1.6%増加など、農業経営体の減少及び規模拡大が想像を超えるペースで進んでいる。結果として、集落外の大規模経営体（担い手）による耕作（入り作）に依存する集落が増えているものと思われる。

＜図表Ⅳ－4①～②＞

大規模経営体の本交付金の活動への参加状況については、大規模経営体が集落内に居住している場合、約9割の組織で大規模経営体も本交付金の活動に参加しており、ほぼ全ての組織で経営体あるいは経営体の従業員等が個人として組織の構成員となっている。一方、大規模経営体が集落以外に居住している場合は、本交付金の活動に「あまり参加していない」あるいは「参加していない」と回答した組織が5割以上を占め、組織の構成員となっている割合も6割以下にとどまっている。

＜図表Ⅳ－4③＞

大規模経営を展開する上での課題としては、「労働力の不足」を挙げている大規模経営体、市町村が多く、いずれも、「現在問題となっている」と回答しているのが約7割、「今後さらに問題となると」回答しているのが約8割となっている。その中でも、畦畔や法面の草刈り、水路の泥上げ等の保安全管理活動を上げている割合が高く、ほ場内の農作業など農業経営自体の作業より問題視している割合が高い。また、水路や農道等の施設の補修や点検は、今後さらに問題となると回答した割合が現在と比べて高くなっている。また、農地のほ場条件としては、水路等の施設の老朽化を上げている割合が高い。

＜図表Ⅳ－4④＞

水路や農道の草刈り等の保安全管理作業への参加者の確保状況を見ると、大規模経営体が存在しない組織と、大規模経営体が集落内に居住している組織では差は見られないが、大規模経営体が集落外に居住している組織では、活動参加者が不足、または作業が行えずに農業に支障が出ている組織の割合が高くなっている。

大規模経営体は、居住集落以外での水路等の保安全管理活動にまでは手が回らず、非居住集落の活動組織においては、今のところ参加者の確保はできているものの、将来的には保安全管理活動への人手不足が顕在化し、活動継続に支障を来す可能性が示唆される。

＜図表Ⅳ－4⑤＞

5 SDGs と本交付金の関わり

(要旨)

- 持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）は、持続可能な世界を目指す国際目標。一方、本交付金は、農用地の保全に資する各種の取組が、地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たすものであることから、SDGsと本交付金の活動目標は、持続可能な社会を目指す点において共通しており、親和性が高い。これを踏まえ整理したところ、SDGsの17の目標のうち、15の目標達成に本交付金活動が貢献していることを確認。
- 多面版SDGsローカル指標や多面的機能支払SDGsアイディアシートにより、効果的に施策や取組の評価・PR等できる可能性。

(1) SDGs と本交付金の関係の整理

SDGs は、17 の目標と 169 のターゲットから構成される持続可能な世界を目指す国際目標である。

一方、多面的機能支払交付金は、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある中、地域資源の適切な保全管理を推進するなど、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に資する各種の取組が地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たすものである。

＜図表Ⅳ－５－１①～②＞

SDGs と本交付金の活動目標は、持続可能な社会を目指す点において共通しており、親和性が高いものと考えられる。本交付金の取組内容がどの目標（ターゲット）の達成に貢献しているのかを評価した結果、15 の目標達成に本交付金活動が貢献していることが確認された。

＜図表Ⅳ－５－１③＞

(2) SDGs の観点からの本交付金の展望

多面版 SDGs ローカル指標を用いて本交付金の活動を見える化することにより、都道府県、市町村の推進施策の立案及び評価ツールとして活用が可能であると考えられる。また、多面的機能支払 SDGs アイディアシートにより、活動組織においては、活動意義を再確認し、活動継続へのモチベーションを高める効果があるほか、外部に対しては、活動の PR に活用できる可能性がある。

＜図表Ⅳ－５－２①～②＞

V 多面的機能支払交付金の効果の評価

(要旨)

- 本交付金の効果の評価するために、持続可能性向上の観点から「資源と環境」「社会」「経済」の3つの項目に整理。
- 本交付金の取組が、「資源と環境」「社会」「経済」の各項目に寄与していることが確認され、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押ししていると評価。

持続可能な世界を目指す国際目標である SDGs の考え方を踏まえ、本交付金の活動による効果の評価の視点を「資源と環境」「社会」「経済」の3つの項目に整理し、定量的評価と定性的評価を組み合わせた結果及び都道府県中間評価結果を踏まえて評価する。ただし、都道府県中間評価における効果の評価項目に関して、必ずしも全活動組織で取り組むことができるものではなく、またその必要があるものではないことに留意が必要である。

この3つの項目ごとに本交付金による効果の評価したところ、本交付金の取組により、

- ① 資源と環境：地域資源の適切な保全管理や農業用施設の機能維持・増進、農村環境の保全・向上、自然災害の防災・減災・復旧に寄与している
- ② 社会：多様な主体が参画した地域の共同活動が行われ、農村の地域コミュニティの維持・強化に結び付いている
- ③ 経済：農地集積のきっかけになり、また、大規模経営体の負担軽減につながる等構造改革の後押し等地域農業への貢献に寄与している

ことが確認され、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押ししていると評価する。

1 資源と環境

(要旨)

- 本交付金の取組により、538haの遊休農地が解消され耕作可能な状態に復旧。
- 対象組織や都道府県において、本交付金が農業用施設の適切な保全管理に一定の役割を果たしていると評価。
- 対象組織へのアンケート調査では、98%の対象組織が、資源向上支払（長寿命化）に取り組まなかった場合、「農業生産や周辺地域への被害が想定され、何らかの対処が必要である」等と回答。
- 都道府県の中間評価においては、「施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制」、「定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工の導入等による施設の維持管理費の低減」の効果が発現していると評価。
- 対象組織へのアンケート調査によると、農村環境の保全・向上について効果があったとの回答は、景観形成・生活環境保全の効果で84%、生態系保全の効果で64%、水質保全の効果で50%。
- 都道府県及び市町村において、本交付金が農村環境の保全・向上に一定の役割を果たしていると評価。
- 対象組織へのアンケート調査では、93%の対象組織が、本交付金による継続的な

施設の維持管理は、異常気象時における被害減少や早期復旧に関して「かなり役立っている」又は「ある程度役に立っている」と回答。

○ 都道府県の間評価においては、「自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止」、「災害後の点検や復旧の迅速化」の効果が発現していると評価。

(1) 地域資源の適切な保全管理

(遊休農地の発生防止・拡大抑制)

対象組織へのアンケート調査（令和2年度）では、本交付金に取り組んでいなければ活動の対象農用地内に遊休農地が「かなり発生又は面積が拡大していたと思う」又は「発生又は面積が拡大していたと思う」と回答した組織は全体の66%を占めており、この割合は、平成27年度調査結果（59%）と比べ高い値を示している。

＜図表V-1-1①＞

都道府県の間評価においては、「遊休農地の発生防止」（100%※）の効果が発現していると評価されている。

※5割以上の組織で効果発現と評価した都道府県の割合（以下同）

＜図表V-1-1②＞

本交付金の取組により、遊休農地であった農用地を適切に保全管理し、平成30年度から令和3年度の4年間で538haの遊休農地が解消され、耕作可能な状態に復旧された。

このことから、本交付金は遊休農地の発生防止や拡大抑制に寄与していると評価する。

(農地の適切な保全管理)

2019年度（令和元年度）の市町村単位のカバー率と農林業センサスにおける経営耕地面積の関係をみると、経営耕地面積は2010年から年々減少しているものの、カバー率が高い市町村では経営耕地面積の減少率が小さい傾向が見られる。

このことから、本交付金は経営耕地面積の減少抑制に寄与していると評価する。

＜図表V-1-1③＞

(2) 農業用施設の機能維持・増進

対象組織へのアンケート調査（令和2年度）では、本交付金に取り組んでいなければ、農業用施設（水路、農道、ため池等）の管理の粗放化、施設の機能低下が「かなり進行していると思う」又は「進行していると思う」と回答した組織は全体の92%を占めており、平成27年度調査結果（85%）と比べ高い値を示している。

＜図表V-1-2①＞

都道府県の間評価においては、「水路・農道等の地域資源の適切な保全」（100%）の効果が発現していると評価されている。

＜図表V-1-2②＞

市町村及び大規模経営体へのアンケート調査（令和3年度）では、水路や農道の草刈り等の保全管理作業への参加者の確保状況は、本交付金、中山間直接支払交付金いずれにも取り組んでいない区域に比べて、本交付金に取り組んでいる区域で確保できている割合が高い。また、5～10年後には、いずれの区域も「不足してい

る」、「作業が行えず農業に支障が出ている」割合が上昇するが、本交付金に取り組んでいる区域のほうが低い水準にある。

＜図表V－1－2③＞

また、資源向上支払（長寿命化）に取り組まなかった場合、10年後の農業用排水路等は、破損、老朽化等により「農業生産や周辺地域への被害が想定され、何らかの対処が必要である」と回答した組織が59%、「農業生産への影響が出ると思う」と回答した組織が39%を占めており、合計98%の組織で破損、老朽化等の影響が懸念されている。このことについて、平成27年度調査においても96%と高い割合を示しており、継続して資源向上支払（長寿命化）の取組が必要とされていることが示されている。

＜図表V－1－2④＞

都道府県の間評価においては、「施設の破損、故障や洪水等による農業生産や周辺地域への被害抑制」（98%）、「定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工の導入等による施設の維持管理費の低減」（100%）の効果が発現していると評価されている。

＜図表V－1－2⑤＞

このことから、本交付金により農業用施設の機能の維持・増進が図られていると評価する。

（３）農村環境の保全・向上

本交付金では、資源向上支払（共同活動）の農村環境保全活動において、農村地域の景観や生態系、水質等の環境を保全する活動の一つ以上実施することを求めている。

対象組織へのアンケート調査（令和2年度）では、84%の対象組織が、景観形成・生活環境保全に関して「かなり効果が出てきたと思う」又は「効果が出てきたと思う」との回答している。

水質保全に関しては、活動に取り組んでいる対象組織の64%が「効果が出てきた」と回答している。

生態系保全に関しては、活動に取り組んでいる対象組織の50%が「効果が出てきた」と回答している。

＜図表V－1－3①＞

都道府県の間評価においては、「地域の環境の保全・向上（景観）」（98%）や「地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心への向上」（96%）の効果が発現していると評価されている。

＜図表V－1－3②＞

このことから本交付金は、景観形成や生態系保全等の取組を通して、農村環境の保全・向上に効果をもたらしていると評価する。

（４）自然災害の防災・減災・復旧

国土強靱化の観点から、平時の地域資源の保全活動を通じて、国土の保全等の多面的機能を維持・発揮するとともに、災害発生時には農村コミュニティによる地域共同の防災活動による被害軽減が期待される。これらの活動を通じて、災害等への

対応体制が整い、地域住民の防災意識が向上した組織も見受けられる。

さらに、近年、全国的に自然災害が多発していることを踏まえ、本交付金を活用して、堆積した土砂・流木の撤去等応急措置を行うとともに、甚大な自然災害の場合には、破損した水路、農道等の補修・復旧等に取り組むことを可能とし、活動要件を満たすものとみなす特例措置を講じており、令和3年度には163組織でこの制度が活用された。

こうしたことを踏まえ、対象組織へのアンケート調査（令和2年度）では、93%の対象組織が、本交付金による継続的な施設の維持管理は、異常気象時における被害減少や早期復旧に関して「かなり役立っている」又は「ある程度役に立っている」との回答している。

＜図表V-1-4①＞

都道府県の間評価においては、「自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止」（94%）、「災害後の点検や復旧の迅速化」（85%）の効果が発現していると評価されている。

＜図表V-1-4②＞

また、流域治水の一環として水田の雨水貯留能力を高める「田んぼダム」の取組については、アンケートを行った市町村の15%（85市町村）で実施されており、そのうち35%が令和元年度以降に新たに着手している。また、取り組んでいる20組織における「田んぼダム」の効果については、防災・減災意識の向上を挙げている組織が75%、実際の大雨の際に排水路の水位が低下したことを挙げている組織が35%を占めるなど、取組が着実に広がり、効果を発揮しつつあることが伺える。

＜図表V-1-4③～④＞

このことから、本交付金を活用した防災・減災への取組や災害時の応急措置等の活動により、自然災害の防災・減災・復旧にも寄与していると評価する。

2 社会

（要旨）

- 約8割の対象組織が、農村環境保全活動は、非農業者や非農業団体が本交付金の活動やその他の地域活動に参加するきっかけとして「かなり役立っている」又は「役立っている」と回答。
- 非農業者や女性が多く参画している対象組織はそれ以外の組織と比較して、地域の行事やイベント、地域活動が活発であり、多様な主体の参画は、本交付金の活動時に様々な影響を与えていることを示唆。
- 本交付金に参画する非農業者等の構成比率は平成30年度と比較して増加。また、本交付金のカバー率が高い市町村では、集落内の寄り合いの開催回数が多い集落の割合が高い傾向が見られるなど、活動が活性化。

（農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献）

対象組織へのアンケート調査（令和2年度）では、農村環境保全活動は、非農業者や非農業団体が本交付金の活動やその他の地域活動に参加するきっかけとして「かなり役立っている」又は「役立っている」と回答した組織は全体の76%を占

めている。また、施設の植栽や農用地等を活用した景観形成活動は、子どもや高齢者、非農業者等が活動に参加しやすく、本交付金の活動を地域全体の共同活動として活発化することに「かなり役立っている」又は「役立っている」と回答した組織は 81%を占めている。さらに、本交付金の活動を地域住民や来訪者に広報することに「かなり役立っている」又は「役立っている」と回答した組織は全体の 80%を占めている。

＜図表V－2①＞

市町村へのアンケート調査（令和3年度）では、本交付金に取り組んでいる区域と本交付金・中山間地域等直接支払交付金のいずれにも取り組んでいない区域で比較すると、農家、非農家の交流機会や集落での話し合い、地域づくりのリーダーの育成状況等、地域の活性化の状況について違いが出てきている。

＜図表V－2②＞

また同アンケート調査では、非農業者や女性が多く参画している対象組織はそれ以外の組織と比較して、地域の行事やイベント、地域活動が活発であり、活動の参加者数の増減の傾向、内容の充実度が異なると回答した市町村が過半数を占めている。集落の話し合い、集落間連携や地域外との交流等についても差が見られ、多様な主体の参画は、本交付金の活動に様々な影響を与えていることが示されている。

＜図表V－2③＞

都道府県の間評価においては、農村の地域コミュニティ維持・強化への貢献については、「各種団体や非農業者等の参画の促進」（87%）、「地域づくりのリーダーの育成」（77%）の効果が発現していると評価されている。

＜図表V－2④＞

2020 年農林業センサスにおける農業集落内での地域活動の実施状況を見ると、活動内容により実施している農業集落割合の水準は異なるが、カバー率が高い市町村では、活動を実施している農業集落の割合が高い傾向が見られる。

＜図表V－2⑤＞

農林業センサスを基にした分析結果によれば、本交付金のカバー率が高い市町村では、集落内の寄り合いの開催回数が多い集落の割合が高い傾向が見られる。

＜図表V－2⑥＞

このことから、本交付金の取組により、多様な主体が参画した地域の共同活動が行われ、農村の地域コミュニティの維持・強化に結び付いていると評価する。

3 経済

（要旨）

- 対象組織へのアンケート調査によれば、農地集積や集積に向けた話し合い等のきっかけとして、本交付金が役立っていると評価。
- 大規模経営体へのアンケート調査によれば、水路や農道の草刈りや泥上げが適切に行われるため、営農が行いやすいなどと評価されるとともに、本交付金に取り組んでいる区域と取組のない区域を比較すると、保全管理活動に要する時

間は、10a当たり2時間程度減少。
○ 本交付金のカバー率が高い市町村ほど集積割合が高い。

（構造改革の後押し等地域農業への貢献）

対象組織へのアンケート調査（令和2年度）では、本交付金の取組は、農地の利用集積や集積に向けた話し合い等のきっかけとして「かなり役立っている」又は「役立っている」と回答した組織は全体の72%を占めており、平成27年度調査結果（53%）と比べ高い値を示している。また、本交付金の取組は、非農業者が地域の農業や農業用水、農業用施設等に関心を持つきっかけになるなど、地域農業の発展に「かなり役立っている」又は「役立っている」と回答した組織は全体の71%を占めている。

＜図表V－3①＞

都道府県の間評価においては、約3割の都道府県が「担い手農業者の育成・確保」、「農地の利用集積の推進」の効果が、発現したと評価した。

＜図表V－3②＞

大規模経営体へのアンケート調査（令和3年度）では、本交付金の取組が大規模経営体の農業経営に与える効果としては、「水路や農道の草刈りや泥上げが適切に行われるため、営農が行いやすい」との回答が約9割を占めている。次いで、「水路や農道等の点検、補修等が適切に行われるため、営農に支障が出にくい」との回答が多い。また、「水路や農道の草刈り等の保全活動の参加者を確保しやすく、負担が軽減される」と回答した割合も6割以上を占めている。本交付金に取り組んでいる区域と取組のない区域を比較すると、保全管理活動に要する時間は、10a当たり2時間程度（割合にすると23%）減少したことが確認された。加えて、「水路や農道の草刈りや泥上げが適切に行われるため、環境保全型農業に取り組みやすい」と回答した経営体も約6割を占めている。

＜図表V－3③＞

都府県を対象に、農林業センサスに基づく市町村別の集積割合※を算出し、市町村単位のカバー率の階層別で平均した結果、カバー率が高い市町村ほど集積割合が高い。また、集積割合の2010年から2015年及び2020年への伸びについても、市町村単位のカバー率が高いほど大きい。

※ 集積割合＝（経営耕地面積が5ha以上である農業経営体の耕地面積の合計）／（全ての農業経営体の経営耕地面積の合計）

＜図表V－3④＞

これらのことから、構造改革の後押し等地域農業への貢献に寄与していると評価する。

VI 課題と今後の展開方向

1 課題

(要旨)

- 人口減少や高齢化に伴う事務作業や活動継続の困難化や制度（交付単価）の複雑化等が課題。

都道府県、市町村、推進組織、活動組織等の評価、意見等を踏まえると、本交付金の取組推進に関する主な課題としては、「人口減少や高齢化に伴う事務作業や活動継続の困難化」、「リーダー不足」、「市町村の負担増大」、「オンライン申請への抵抗感」、「制度（交付単価）の複雑化」などが挙げられる。

2 今後の展開方向

(要旨)

- 新たな土地改良長期計画に、「地域による農地・農業用水等の保全管理が実施される農用地のうち、持続的な広域体制の下で保全管理される割合：約6割以上」、「地域による農地・農業用水等の保全管理への農業者以外の多様な人材の参画率：約5割以上」等が目標として位置づけ。
- 農業者以外の多様な主体の参画や、活動組織の保全管理の体制を強化するための広域化を進め、将来にわたり地域資源が持続的に保全管理されることが可能となるような体制作りが必要。
- 都道府県の間評価によれば、人口減少や高齢化の進行を踏まえ保全管理体制の強化が必要との考え。
- こうした地域の実情への対応策として、①SDGsや地域貢献に関心の高い企業、大学等を本交付金の共同活動組織に呼び込むことによる農的関係人口の創出・拡大や関係深化、②農地集積が進んでいる地域における活動組織の広域化と若手非農業者を取り込んだ保全管理体制の構築、③さらなる事務負担軽減のための制度の簡素化等を検討することが重要。

令和3年3月に閣議決定された新たな土地改良長期計画（令和3年度～令和7年度）において、本交付金に関連するKPI等を以下のとおり掲げている。

- ① 地域による農地・農業用水等の保全管理が実施される農用地のうち、持続的な広域体制の下で保全管理される割合：約6割以上
- ② 地域による農地・農業用水等の保全管理への農業者以外の多様な人材の参画率：約5割以上
- ③ 地域による農地・農業用水等の保全管理への参加者数：延べ1,400万人・団体以上

農林水産省としては、これらの目標の実現に向けて、多様な主体の参画を促進しつつ、活動組織の広域化を更に推進することとしている。また、担い手への農地利用集積等構造改革の後押しとなるよう、地域計画や農地中間管理機構等とも連携した活動の展開を推進することも重要である。その際には、産業政策を下支えする地域政策として、双方が連携して取り組んでいくことが重要である。

一方、都道府県の中間評価においては、「人口減少や高齢化の進行により、集落機能の維持や地域資源の保全、コミュニティの活力低下への対応が必要」としている。

これらの課題に対応するため、①都市住民も含め、農村地域の支えとなる人材の裾野を拡大していく観点から、多面版 SDGs ローカル指標等を用いて本交付金の活動を見える化することにより、SDGs や地域貢献に関心のある企業や大学等と活動組織をマッチングするなど、地域外からの人材の呼び込みによる「農的関係人口」の創出・拡大や関係の深化を図ることが重要である。

また、②農地集積が進んでいる地域における保全管理活動への対応として、大規模経営体の居住していない集落等、人手不足が懸念される活動組織をカバーする広域活動組織を育成するとともに、組織内に若手非農業者を含む「草刈隊」を結成するなど、集落の枠組みを超えて広域的に保全管理活動を実施する体制を構築することが重要である。

その他、これまで事務手続きの簡素化を図ってきたものの、依然として市町村や活動組織の事務負担や制度の複雑化を課題とする都道府県もある。そのため、③引き続き事務負担の軽減や事務支援に取り組むとともに、複雑な交付単価、加算措置等の整理・統合など制度の簡素化を図ることが重要である。

3 おわりに

本中間評価においては、実施状況、事業の仕組み、取組の効果といった観点から分析を行い、本交付金による取組が地域の資源と環境、社会、経済といった観点から効果を発現させているとともに、地域コミュニティの強化や地域農業の構造改革の後押しに貢献していると評価した。

また、昨今のウクライナ情勢の影響を受けて顕在化しつつある食料安全保障上のリスクに対応するためには、大規模経営体を中心とした国内農業生産の体制を強化する必要があり、その下支えとして良好な営農条件を備えた農地や農業用水等を保全管理する本交付金の取組はますます重要となるものと考えられる。さらに、都市住民の農村地域への関心の高まりを受け、本交付金の共同活動に都市住民の地域資源の保全活動への参画を促すことにより、都市との農村との結びつきを新たに生み出し、広げていく役割を担うことも期待される。

今後、改めてこれまでの活動実態の把握や効果の検証等を行い、施策の評価に向けた検討を進めることとしているが、農業・農村の有する多面的機能が将来にわたって維持・発揮されるとともに、農村地域がより一層発展するよう、本交付金の効率的・効果的な執行を含め、①SDGs の観点を踏まえた本交付金の活動の見える化による農的関係人口の創出・拡大、②広域的に保全管理活動を実施する体制の構築、③制度の簡素化に向けた具体的方策を引き続き検討する必要がある。